平成２４年（フ）第８８号
山口県下関市川中豊町４丁目１番Ｅ―204号
債務者　宮本　博文
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第６５号
愛媛県今治市五十嵐甲529番地７、旧住所松山市南斎院町1338番地53　クァイエット・ヒルズ202号
債務者　山内　　充
1　決定年月日時　平成24年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第４１号
愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2009番地　宮本アパート２階
債務者　吉田　加代
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第４３号
福岡県嘉穂郡桂川町大字九郎丸471番地10
債務者　梶原　隆幸
1　決定年月日時　平成24年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第８４号
福岡県筑後市大字尾島365番地
債務者　石橋　真二
1　決定年月日時　平成24年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第４７号
福岡県筑後市大字上北島998番地７　ヘリオスハイツ101号
債務者　渡辺　光子
1　決定年月日時　平成24年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第４５５号
北九州市小倉北区熊谷１丁目５番19号　コーポ恵202
債務者　大嶋　繁幸
1　決定年月日時　平成24年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１８２号
宮崎県西都市大字山田1802番地
債務者　久保田ゆかり
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３７号
鹿児島県霧島市横川町上ノ3380番地４
債務者　大谷　康夫
1　決定年月日時　平成24年７月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第５１号
鹿児島県姶良市東餅田3706番地19
債務者　中野　賢治
1　決定年月日時　平成24年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第１６号
沖縄県石垣市字真栄里133番地８
債務者　嵩里あゆみ（旧姓松浦・友利）
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２４年（フ）第１４６号
盛岡市上堂１丁目17番58号、旧住所北海道旭川市東光９条２丁目３番23号
債務者　平野　桂子
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１５６号
盛岡市城西町１番５―302号、旧住所盛岡市向中野３丁目37番７号　サンライズ202号
債務者　吉野　　誠
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第４０号
石川県小松市八幡庚119番地２　プレジデントハスイ111号室、従前の住所石川県小松市八幡町112番地
債務者　松本　幸平
1　決定年月日時　平成24年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第６６号
神戸市西区森友５丁目75番地205号
債務者　橋本　　保
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１１７号
神戸市西区前開南町１丁目17番２―102号
債務者　中本　佑治
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１３０号
兵庫県明石市王子１丁目15番11号　ロイヤルメゾン山口305号、前住所兵庫県明石市大久保町ゆりのき通１丁目１番地の１　イーストスクエアⅠ番館301号
債務者　福永　宗仁
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係